

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月20日付けで行った、「法務相談メモ及び添付文書（令和3年6月。警務部監察官室保有分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定については、実施機関が、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するとした部分（以下「本件争点」という。）を、開示すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、条例第15条第1項の規定に基づき、令和3年12月1日付けで実施機関に対し、「令和3年5月15日付（同年5月17日受付第182号）執行停止申立書審査に係る起案文書及び関連する一切の文書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、令和3年12月14日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和4年1月20日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和4年4月14日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年9月9日付けで、諮問庁から個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年10月22日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

本件争点に係る本件処分をの取消しを求める。

（2）審査請求の理由

ア 本件争点を不開示とする要件の不充足について

実施機関は、本件争点について、「開示することにより、当該事案に係る審査庁の検討内容や今後の対応方針などが明らかとなり、将来、訴訟等になることを想定した場合、審査庁の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。また、開示することにより、記録に基づく訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを不開示理由（以下「本件争点に係る不開示理由」という。）としている。

何故、「当該事案に係る審査庁の検討内容や今後の対応方針などが明らかとなること」により、本件争点が不開示となるのか、全くもって不明である。これらが明らかになると、訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということは、何らかの不備があると言わざるを得ない。適法かつ適正に作成された文書であれば、本件争点が開示されたとしても、何ら訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

また、「将来、訴訟等になる」場合の当事者は、審査庁ではなく実施機関であるから、そもそも「審査庁の当事者としての地位」など存在しない。従って、本件争点に係る不開示理由は、前提を誤るものである。

その上、実施機関は、保有個人情報原則として開示する義務を負っている以上、「不当に害するおそれ」及び「支障を及ぼすおそれ」などという極めて抽象的な理由では、不開示理由とはなり得ない。これら「おそれ」に該当するといえるためには、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。よっ

て、実施機関が主張する本件争点に係る不開示理由はそもそも存在せず、本件争点に係る本件処分は取り消されなければならない。

イ 本件争点に係る不開示理由の理由不備について

実施機関は、本件争点に係る不開示理由の根拠条文を条例第17条第7号柱書きとしている。

しかし、同号柱書きは、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とされている。「柱書き」が理由とされているということは、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を主張するものと思われる。

そうであれば、本件争点に係る不開示理由としては、「事業の性質」がどのようなものであって、どのような「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」かが記載されていなければ、実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制することなどできず、審査請求人は、具体的な理由を知ることができないのであるから、審査請求人の不服申立てに便宜を与えたことにはなり得ない。よって、実施機関が主張する本件争点に係る不開示理由は理由不備であるから、本件争点に係る本件処分は取り消されなければならない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件争点を不開示とする要件の不充足に係る審査請求人の主張について

本件対象保有個人情報、放置違反金納付命令処分を受けた審査請求人が、執行停止の申立てをしたことに対して、執行停止等通知書で審査請求人に通知する内容についての検討段階で作成されたものであり、本件争点には、その後、審査請求人に通知された執行停止等通知書には示されなかった検討内容や対応方針が記載されている。そのため、本件争点を開示すると、放置違反金納付命令処分に対する審査請求の後に訴訟等となった場合の検討内容や対応方針等を明らかにすることとなり、外部からの干渉等の影響を受け、訴訟に影響を及ぼすおそれがある。また、検討段階の記録がすべて開示されることとなれば、検討に当たって率直な意見が出なくなるなど、訴訟業

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、条例第17条第7号柱書きで規定する不開示情報に該当すると決定したものである。

審査請求人は、適法かつ適正に作成された文書であれば、開示されたとしても、何ら訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼさないと主張するが、保有個人情報を不開示と決定する判断は、条例第17条各号の該当性によって行うものである。本件処分は、前記のとおり、本件争点が条例第17条第7号柱書きで規定する不開示情報に該当すると判断したものである。

行政不服審査手続規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第5号）により、公安委員会が審査庁として行う審理手続及び裁決に関する事務等については、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）長に行わせるものとされている一方、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）により監察官室の事務として訟務に関することをつかさどるとされている。審査請求人は、将来、訴訟等になる場合の当事者は実施機関であるから、審査庁の当事者としての地位は存在しないと指摘するが、放置違反金納付命令処分に対する審査請求の後、審査庁が行う裁決について取消しを求める訴訟を提起した場合は、訴訟の当事者として監察官室がその事務にあたることになる。

審査請求人は、本件争点に係る不開示理由について、抽象的な理由であり、不開示理由になり得ないことを主張するが、本件争点に係る不開示理由は、本件争点に記載された検討内容や対応方針の具体的な内容を明らかにしない範囲で、本件争点を開示した場合に記録に基づく訟務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを説明したものである。

（2）本件争点に係る不開示理由の理由不備に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、本件争点に係る不開示理由としては、「事業の性質」がどのようなものであつて、どのような「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」かが記載されている必要があると主張するが、本件争点に係る不開示理由は、本件争点に記載された検討内容や対応方針の具体的な内容を明らかにしない範囲で、本件争点を開示した場合に記録に基づく訟務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを説明したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、実施機関が、審査請求人による放置違反金納付命令処分執行停止の申立て（以下「審査請求人による申立て」という。）に対して、執行停止等通知書により回答するために行った実施機関の顧問弁護士への法務相談に当たり、作成した「法務相談メモ」及び「執行停止等通知書（案）」である。審査請求人は、実施機関が、本件不開示部分のうち、開示することにより、訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号柱書きに該当すると主張した本件争点に係る本件処分の取消しを求めている。そのため、当審査会では、本件争点の開示情報該当性について以下検討する。

(2) 本件争点の開示情報該当性について

条例第17条第7号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを例示的に掲げている。特に、同号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを不開示情報として規定している。

この争訟に係る事務に関する情報については、東京高等裁判所平成22年（行コ）191号各行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件平成22年11月11日判決において、「(前略)『争訟に係る事務』に関する情報とは、現在係属し又は係属が予想される争訟についての対処方針の策定やそのために必要な事実調査など個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報にとどまらず、一般的な争訟事務に関する対処方針の策定や事実調査の手法などの情報をも含むものと解するのが相当である。一方、争訟の対象となる行政上の行為の行われる過程において、当該行政上の行為の適正を保持するために作成され、取得された文書は、争訟に係る事務に関して作成され、取得された文書ではないことからすると、これが、当該行政上の行為に係る争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、直ちにこれを争訟に係る事務に関する情報であると解することはできない。」と判示されている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件争点には、審査請求人による申立てに対する検討段階での実施機関による回答理由が記載されていた。そのため、本件対象保有個人情報は、実施機関における行政上の行為の適正を保持するために作成された文書であり、争訟に係る事務に関して作成された文書ではないと認められる。

また、争訟に係る事務に関する情報には、一般的な争訟事務に関する対処方針の策定や事実調査の手法などの情報をも含むものと解されるが、本件争点は、これらの情報を含むものとも認められないことから、争訟に係る事務に関する情報であるとはいえず、開示されたとしても、訴訟業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。したがって、本件争点は、条例第17条第7号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の本件争点に係る判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年 9月 9日	諮問（諮問第188号）を受け、弁明書の写しを受理
令和6年10月22日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和6年11月29日	審議
令和7年 1月22日	答申